

派遣法改正に基づくマージン率の公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定により、派遣料金のマージン率等の情報を公開いたします。

マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

対象期間	令和6年9月1日	～	令和7年8月31日
派遣労働者の数(注1)	17 人		
派遣先の数	5 社		
派遣料金の1人あたりの平均額	34,076 円 (1日8時間当たり換算)		
派遣社員の賃金の平均	14,491 円 (1日8時間当たり換算)		
マージン率	56.29%		

(注1)報告対象期間の末日現在の実人数を計上。

教育訓練に関する事項	新入社員研修 専門技術教育 技能検定特別教育 ISO教育
------------	---------------------------------------

労働者派遣法第30条の4条1項の労使協定を締結しているか否かの別等	締結している
-----------------------------------	--------

当該労使の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
--------------------	----------

・顧客との取引における契約形態により、約1/3が派遣業務に従事しております。

2025年8月31日現在: 本社・他事業所(56)人 派遣者(17)人

※マージンには、社会保険料、福利厚生費、有給休暇取得費用、派遣に関わる経費 等が含まれています。